

06 外務省(構造改革特区21次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 省庁
060010	ビザ取得要件の緩和及び簡素化①	出入国管理及び難民認定法	当該法令は法務省が所管している。	「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。	【事業内容、提案理由】 この場合本家は、あいちトリエンナーレ実行委員会にて在留資格認定証明書を申請し、証明書を取得した後、申請者が契約書の写しなどを添えて芸術ビザ、興行ビザの申請、取得をすることとなる。あいちトリエンナーレ2010の時には、美術館ギャラリーでの公演における海外からの出演者、舞台公演出演者のうち海外からの招聘者について、興行ビザを取得したが、公演によっては契約内容が直前まで固まらないうことなどから、契約書を交わすのが難しく、来日までにビザ申請取得できない恐れがあった。そこで本特例措置により、報酬を受取る場合でも短期の滞在であれば、短期滞在ビザでの入国が可能となるよう求めるものである。 そうならば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。	C	当省は判断は不可能。 ※ ビザは、外国人が本邦にて行おうとする活動内容に応じた在留資格に対応して付与するものである。ご提案の本邦で報酬を得る興行を目的とする外国人に対しては、「短期滞在」の在留資格にはあたらないことから、「興行」の在留資格に対応する興行ビザでの対応となる。 ※ ご提案については、「興行」の在留資格で行える活動内容及び在留資格認定証明書の取得手続に関するものであるため、本件については、法務省に提案すべきものと見做す。	あいちトリエンナーレ特区	1 0 2 8 0 6 0	愛知県	愛知県	法務省 外務省 厚生労働省	
060020	ビザ取得要件の緩和及び簡素化②	出入国管理及び難民認定法	当該法令は法務省が所管している。	「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。	【事業内容、提案理由】 また、上記提案の、短期滞在ビザでの入国が認められない場合は、契約書の添付の代わりに、短期ビザ申請と同様、招聘元からの招へい理由書、身元保証書、滞在予定表等の提出をもって、ビザが発給されるようになるよう手続きの簡素化を要望するものである。 そうならば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。	C	当省では判断は不可能。 ※ 興行ビザを付与する場合には、予め日本国内の地方入国管理局で、在留資格を「興行」とする在留資格認定証明書を取得し査証申請を行う方法以外に、在留資格認定証明書を取得することなく査証申請を行うことも可能である。ただし、この場合でも、査証審査において在留資格などの審査を行うこととなるため、興行を目的とする場合には、在留資格認定証明書の申請に準じた資料の提出が必要であると共に、審査機関についても、審査内容によっては、在外公館での査証審査に加えて、外務本省或いは法務省に申請書類が回付され審査が行われることとなるため、審査結果が判明しビザが発給できるまでに期間を要する。	あいちトリエンナーレ特区	1 0 2 8 0 7 0	愛知県	愛知県	法務省 外務省	